

水戸地方裁判所委員会（第21回）議事概要

- 1 日時 平成25年6月17日（月）午後1時30分～午後3時30分
- 2 場所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室
- 3 テーマ 利用しやすい裁判所とするために
- 4 出席者
(委員) 荒木雅也, 菅野博之, 木村雅人, 鈴木富美子, 関根亮, 中島裕
根本祥枝, 根本信義, 根本渉, 柳久子, 脇博人 (敬称略)
(事務局) 金井孝夫事務局長, 石井利幸民事首席書記官, 富澤誠刑事首席書記官
寺澤英記事務局次長, 長谷川浩一総務課長, 阿部久仁之会計課長

5 議事

(1) 委員長より本日の進行について

今回の委員会のテーマは、昨年11月17日の地裁委員会に引き続いて「利用しやすい裁判所とするために」です。はじめに金井事務局長から、本件テーマの趣旨等を簡単に説明させていただきます。併せて、前回の委員会で委員の皆様からいただいたご意見を基に、本日までに、水戸地方裁判所及び水戸簡易裁判所の庁舎、施設の改善を検討してきましたので、その検討経過や成果について、概略を報告させていただきます。

事務局長の説明の後、総務課長の案内により、庁舎、施設において見直しを行った場所を実際にご覧いただきまして、意見交換の時間に、皆様からその感想等を伺いたいと思います。

(2) 金井局長からの説明

(テーマの趣旨)

今回のテーマは、さきほど委員長からもお話がありましたように、前回に引き続き「利用しやすい裁判所とするために」ということとさせていただきます。新しく委員となられた方もいらっしゃいますので、これをテーマといたしました趣旨について敷衍させていただきますと、裁判所という司法権を担う国家機関が、主権者であり、また利用者である国民にとって利用しやすいものになっているか、公正性、公平性等が強く求められるという司法権の特質から派生する制約要因も実際にはあるわけですが、そのような中でバランスのとれた司法サービスの提供ができていないか、このような問題意識の下で、国民の目線を持って現状を再確認し、改善できる点は改善していこうということで、「利用しやすい裁判所とするために」というテーマが設けられました。このテーマで意見交換

をしていただいておりますが、まずは施設面に着目し、初めて裁判所を訪れた利用者等が行きたい場所に迷わずに行き着けるようになっているのかなども含めて施設として使いやすいものとなっているのか、また、裁判所を利用される方々は、多かれ少なかれ不安というものを抱きながら裁判所の門をくぐっている方が多いと思いますが、裁判所は、そのような不安を和らげるような雰囲気のある場所になっているのかなどについて、前回、実際に委員の皆様、裁判所の施設などをご覧いただき、御意見をいただいたところでございます。

(前回の意見の概要)

いただいた御意見は、多岐に渡って、大変有益なものばかりでありました。これをまとめてみますと、大きく分けて二つの側面から捉えていくことができると思います。

ひとつは、庁舎内の案内表示等があまり見やすいものにはなっていないということでした。例えば、各階の平面図につきましても、字が小さくて近くまで行かないとよく見えない、「新館」や「南館」への行き方が分かりづらい、その表示があるのかさえ分からない、正面玄関前に設置している各庁舎の位置関係を示した図については、自動車で来庁した人のための表示でありながら、利用者の視線が意識されていない、敷地の入り口に歩行者の通路があることさえ分からなかった、庁舎内の表示についても、背景と文字を同色系を使っているので見えにくい、表示に統一感がないので分かりにくい、などなど案内表示としての機能が十分に果たされていないのではないかというようなものです。

もうひとつの側面は、例えば、待合室の壁や張り紙が剥がれていて、気持ちが悪くなる、ものが雑然と置かれていて気が休まらない、廊下が暗い、掲示物が重なっていたりして読めない、廊下のイスが少ないのではないかなど、良好な環境にしていくための御意見でした。

(改善点の概要)

水戸地方裁判所におきましては、皆様からお聴かせいただいた御意見について、更に御意見に関連して派生する問題点について検討をいたしました。基本的なスタンスは、当たり前かもしれませんが、「できるものはやる」ということです。何点かは、既に改善できたと思います。例えば、お手元に「水戸地方・家庭・簡易裁判所周辺の駐車場等案内図」を配布させていただきました。この案内図は、「駐車場がいっぱいになったときに、いっぱいだという案内に加えて、近くのこの場所にも駐車場があり、それを利用してほしいというような案内をしたらどうか」という前回出された御意見に基づいて、この案内図を作ってみました。このように「やれるものはやる」ということで実現できてい

るものもそれなりにあります。この後、改善箇所などを実際にご覧いただく予定になっておりますので、確認をしていただければと思います。

しかしながら、公平性をより重視するという司法権の立場からの制約や国の機関として、原資は国民の税金等になるといった予算上の制約があり、実現が難しい又は実現のために相当な時間を要するというものもごございます。意外に思われるかもしれませんが、案内表示については、今在るものを新しいものに変えるというのは、なかなか難しいことなのです。各階平面図は、御指摘のとおり、見やすいものではないと、正直に言って私もそう思います。が、これは平成22年当初に設置されたものです。まだ3年ちょっとしか経っていないのです。この各階平面図が全く用を足していないというのであれば、直ちに交換という選択肢もあるのかもしれませんが、必ずしも、そうとも言いきれません。また、正面玄関前のロータリーの各庁舎配置図はどうでしょうか。これについても、確かに利用者目線で設置されていないけれども、全く用を足していないとまでは言い切れないと思います。その改善のためになら、貴重な税金を投入することはやむを得ないといえるのか、そこまでの優先度はないだろうということになるのかということです。仮に各階平面図を交換するというにした場合、それなりの枚数になりますので、価格的にはかなり高額になってしまい、実施のためのハードルはかなり高いというのが現実です。

それでは、何もしないのかというと、そんなことはありません。「できるものはやる」ということで、「できるもの」を探して、いわば+ α での実施を検討してみました。つまり、今在る物を取り替えるのは難しいとしても、既存の物に、何かを追加することで、見やすく、分かりやすい案内表示にしていこうという発想です。簡単に言えば、案内表示を増やすということです。美観を損なわない程度に建物の壁や扉を利用したり、立て看板を設置して、表示が目につきやすくすることです。もちろん、表示内容も吟味しました。やたらと文字を多くしても、分かりにくいものになってしまいます。読んで分かるではなく、「見て分かる」をコンセプトにして案内表示の充実に取り組みました。正門そばの歩行者用通路も分かりにくいという指摘がありましたので、そもそも歩行者から見えるような表示をいたしました。十分なものにはなっていないかもしれませんが、現時点で「やれるものをやった」ということになります。そのような+ α の観点から、この後実際にご覧いただきたいと思います。

もう一方のアプローチである不安な気持ちを和らげるような雰囲気作りとしては、一部、待合室の壁の色を変えてみました。少し明るくなり過ぎたかなという気がしないでもありませんが、暖かい色合いになりました。新たに絵画を掛けた部屋もありますし、植物のプランタを設置し、雰囲気を和らげたりいたしました。また、書記官室前や法廷前の廊下に置いた長椅子の数を増やしたり、その色に統一感を持たせたり、形状もやさしい感じのするものにしたたりな

どしました。手前味噌かもしれませんが、これまでより座っている人が増えたような気がいたします。廊下が暗いという御指摘については、節電の要請に応えつつも、以前よりも柔軟に対応してきています。

(3) 庁舎・施設の案内

総務課長が、水戸地方裁判所及び水戸簡易裁判所の庁舎・施設を案内

(4) 意見交換等

(発言 ●：委員長，○：委員，△：裁判所委員，□オブザーバー)

- 一通り御覧いただきまして、意見交換の方に移りたいと思います。

まず、案内表示の点について御意見を伺って、続いてほかの環境改善等についての印象、御感想等をお伺いしたいと思います。

机の上に置きました近隣の駐車場等案内図の配布をはじめとしまして、建物の壁とか扉を利用して貼ったり、立て看板を設置したり、できるだけコストを考えながらも案内表示を増やしていったわけですけれども、これらについて今見ていただいた上での感想、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

- いろいろ前回指摘させていただいたんですけど、自分たちが言ったことといえますか、働きかけたことが非常に目に見える形で成果として反映させていただいたので、本当やりがいがあるなという感じで。とても、以前に比べれば、比べ物にならないほど分かりやすくなったんじゃないかというのが私の感想でございます。

- ありがとうございます。ありがたいお話を頂いたんですが、辛口の御意見でも結構ですし、あるいはこの点もということでも何でも結構ですけれども、案内表示の関係という点ではいかがですかね。

- よろしいですか。

- どうぞ。

- 新館と南館に行くというコンセプトから考えると非常によくできていたと思います。あれで迷う人はかなり減ったんだろうと思います。

他方、若干、どういう人が来るのかなと考えた場合に、まずもちろん裁判で来る人もいるでしょうけど、あと比較的多いだろうと思うのが、多分破産の関係で来る人も多いのかなと思うんです。

そうすると、今度は本館内でのそういう利用目的に応じた案内というのが次に出てくるんだろうと思うんですけど、今、破産係というのが3階の奥の方にあるので、その辺が分かりづらいかなど。あれが廊下の右側の看板には、あちらが破産の方ですよとは書いてあるんですけども、一般の人が裁判以外で行く回数としては、多分破産が一番利用回数が多いんだろうと思うので、その辺、もう一工夫あると、さらに利用しやすいのかなというのが若干感じたところで

- ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。特に、前回も見ていただいた方とかで、どうですか。
- 実は今日初めて歩行者用通路というのがあることに気づきまして、それも実は今日、徒歩で来たんですが、徒歩で来ながらあの案内板、案内表示に気づいておりませんでした。ですから、大変細かいことなんですけれども、もう少し大きな紙で表示いただくとか、あるいは場合によっては、看板のようにしていただいた方が、より分かりやすいのかなという気もいたしました。大変細かい点で申しわけありません。
- ありがとうございます。前回、いろんな御意見を伺って大変刺激になったんですね。いろいろとみんなで議論したり、あるいは物を探してみたりして、例えば今の時代、ああやってシールみたいなもので、割合、壁とかにぺたっと貼れるもの、あるいはマグネット式の貼れるものとか、そんなものがあるというのも分かって、もっともっと表示を作ろうとか、いろんなこともできたし、一方で、立て看板とかを置くと、仮にこれに人がぶつかってけがしたらどうするかとか、そんなこともやっぱりいろいろ考えるんですね。

今日、回りながらどこの場所に置くといいかというあれをしましたけれども、なかなかそういう問題点もありまして、特に歩行者用通路の場合に、外の道路とのあれがあるので、どこまでやれるか。ただ、確かに分かりやすくなければ結局意味がないんだね、要はね、確かにね。さらに検討してもらいましょう。いろいろ考えてはみます。ありがとうございます。

先ほどの利用目的のことも、さらに次の第2段階の応用編かもしれませんが、そういう点もどこまでいけるのか、さらに勉強はさせていただきたいと思えます。
- 地方裁判所なので管轄でないかもしれないんですけども、家庭裁判所の方の待合室というのは、むしろ利用者はすごく多いと思うんですけども、家庭裁判所の方がどうなっているのか、お分かりになったらちょっと教えていただきたいのですけれども。
- 案内表示の関係なんかでは、当然家裁の方にも、こういうのはどうかとか、あるいは表示とか、何を書いていいとか御相談はしております。
- あと、例えば絵画とか何かであれば、家裁、新館の方の階段を見れば分かるんですけども、3階以降、実は階段のところにも絵画があつて、家裁は比較的そういう意味で和らげていきましようという雰囲気は、もともとコンセプトとしては持つてはいるかなと思っておりますが、待合室も、絵画はかなり飾つてあるはずで、調停室もですね。
- 家庭裁判所なんかですと、話、脱線ですけど、例えばバックグラウンドミュージックをかけているところもあります、音楽をかけているところとか。ただ、それを地方裁判所でやっているところは多分ないと思うんですね。やはり差は

多分あると思いますね。

○ 本館から入ってきますと、家庭裁判所と簡易裁判所、2階に上がってください。2階へ上がりますと、家庭裁判所の受付1階、今日分かったんですけども、2階には簡易裁判所の受付がある。ということは、上がって、また下がるということになるんだと思うんですけど、そういった点は何かお話がありましたら。今までの運用面から。

□ 動線としては、確かに2階に上がって1階に降りることになるんですけども、やはり多くの方が本館にまず入ってきてしまうんですね。それを戻っていただくのがいいのか、1回、本館に入っただいて、それで迷わず、2階に1回上がるけれども、家裁の受付まで行った方がいいのかというのをまず第一に考えました。

もう一つは、できたら本館に入る前に新館の方に行っただいて、そういう工夫はもしかしたら今以上に必要なのかなと考えております。

□ 本館に入って、それで右に抜けていくと新館の1階の方に行ける道があるんですよ。その表示ということも1つ考えられるんですけども、そうすると同じところに、家庭裁判所といった場合に、連絡通路を使っていくのと、こっち側を、1階をそのまま行って、外を通っていくという、動線が幾つも分かれてしまう。そうすると、かえって混乱するのではないかなというところで、1階の外を通っていく通路というのは、実は今回は表示していないんですね。南館はどうなのかというと、南館は実は本館に入って、1階から出て行く道というのも実は出ていたりするんですけども、その辺はちょっと検討させていただきたいなというふうには思います。

● ありがとうございます。

○ 案内とちょっと関係ないんですが、1階の本館に入るときに立て看があって案内表示がありますけれども、左側を通っていくと右側は車道ですが、間が開いてますよね。あそこへ落ちる方はいないですか。特に今のところいないですか。

□ 今のところ事故は発生してはいないです。

○ あそこに花でも植えておけばいいなというのを瞬間的に感じたんです。その前にちょっと、ひよっとしたら、つまりいて落ちる可能性はあるかと思っております。

● ありがとうございます。先ほどぶつかる可能性も御指摘いただきましたよね。非常口の高さとか。

○ あの非常口は防災上、問題ないんですか。シャッター上がりますよね、防火扉の。ガラスですよ。ガラスって火に弱いのです。気になさらないのですか。そのあたりは素人ですから何ともいえないんですけど。

□ 消防署の基準を満たしていないと設置はできないので、満たしはいると思

ます。

- 役所の建物はかなりそこら辺はうるさく、設計段階、それから検査されているはずなんですね、としか言いようがないんですけど。
- もともとかなり、ちょっと狭い庁舎にはなっているんで、ガラスにすることによって若干広さといいますか、見た目の広さというのを確保したのかなという想像はしているんですけども。あそこがガラスじゃないといけないのかというところで、必ずしもそうではないのかなと。
- 確かにそういう耐熱性とか防火とか考えると、逆にあそこに何かをびっと貼るのはまずいかもしいですね。さっき通ったときに、ぶつかるのが危ないんだったら「非常口」とかという透明シールをばっと貼ればいいと思ったんですけど。ちょっと調べてみてください。
- はい。よくガラス戸でやっているところで、こんな金属のポッチというやつを両側につけるやつがあるんです。そういうものでも、あれば意外と人って気がつくんですけど、全くない状態、きれいな状態だと意外と気がつかない人もいますものですから、それを1つやるだけで随分違うのかなと。
- 最初は透明シールで「非常口」とか書いた、そういうのを、ただぺたっと貼ると安上がりと思ったんですけど。そりゃまずいかもしいない。
- そうですね。
- だんだん建物の方に移ってきていますが、いわゆる環境整備、待合室とか廊下の長椅子を増やしてみたりとか、あるいはプランターを置くとか、待ち合いスペース、待合室の環境を良好なものになるように、できるだけなんですけれども、整備をしたという点について、印象ほか、御意見等賜れば幸いですけれども、どうでしょうか。
- 環境整備という点では、先ほど見学の際に出ていました正面玄関のところの脇の待ち合いスペースですが、確かに以前は、正面玄関の電気が節電の関係で暗かったというのがあると思いますが、確かにプランターとかの陰で何かどんよりとしていた感じがあって、確かに利用しにくいというか、そういうイメージがあったので、私もどちらかという、1階の正面玄関で座るときには、あそこではなくて、むしろ中の階段の下の方の長椅子の方に座ってしまうという感じでしたので、今日見た感じでは、大分そういう意味では改善されて、明るく使いやすくなったのではないかと思いました。

あと、本館2階の当事者待合室などについても大分椅子とか何かの配置とかについても、明るく使いやすくなったと思います。ただ、さっきの案内表示の問題になってしまうかもしれないんですけど、やっぱり当事者待合室が奥にあるというのは分からないし、一般の人からはそもそも、誰かに教えてもらわない限りは、ちょっとあそこに待合室があるというのは分かりづらいかなどは思いました。

あと、全体的に電気が前より明るくなったということもありまして、そういう意味では裁判所自体が明るく、使いやすいという感じはしました。

新館2階の簡裁の待合室ですかね、申立人の。あそこも確かにピンクの壁にしたというのは、明るい雰囲気、一般の人としては裁判所というのは敷居が高いというか、ちょっと身構えるところがあるとは思いますが、ああいう感じがすると、心理的にも使いやすいのかなという感じはしました。

● ありがとうございます。新しくかわっていただいた委員の皆様でも、先ほど御覧いただいた庁舎、施設等で、また変えたところでお気づきの点でもいいし、あるいはそうでないところでも、今回初めて見ていただいたわけですから、お気づきの点等ありましたら伺いたいと思うんですが、どうですか。

○ 初めて裁判所に来させていただいたんですけれども、かなりサインとか何かで細かく努力されていてすばらしいなと思いつつ見ていたんですけれども、今回に限らず、お客さんとか来庁者の声に随時耳を傾けながら直していけば、こういったことで結構直っていくのかなという気はするんですけれども。

ちょっと参考までに、駐車場の案内図が入っているわけなんですけれども、これは例えば裁判所自体の駐車場というのは、来庁者は使えるわけなんですか。

□ 利用者は使えます。

○ そうですね。多分利用を案内する場合には、多分これとは違うパンフレットだと思うんですけれども、どこが入り口で何台ぐらい駐車可能ですよみたいなものというのは、多分入るのかな……。

□ あまり車で来ていただくことを推奨しているわけではないんですね。できれば、公共交通機関を使って来てはいただきたいんですが、ただいらっしゃる方がいらっしゃいますので、何台ぐらいまでというのは出してないんですよ、普通、案内は出してないんですよ。あまりその辺はオープンにはしていないところなので。

○ そうですね。その辺について、来る方がどれぐらいのめどで来て、駐車できるのかできないのかとか、そこら辺を、来る場合には意外と車の利用者って多いと思いますので、その辺を少し明らかにしてアナウンスしてあげるとよろしいのかなという気はしますね。

□ よく交通三者処理といいまして、交通違反で略式とかでやるときには、かなり、むしろ車の利用者の方なものですから、かなり、車でお見えになる方が多いんですね。そういうときには比較的駐車場がいっぱいで止められませんかという形になりまして。

ただ、あるいは裁判員候補者の選任手続があるときとかもかなりいっぱいになる、時々、止められないこともありますから。

● 実は、かなりの駐車スペースはあるんです。ただし、やっぱりいろんな手続

で大量にいらっしゃることもありまして、曜日によっては止められないというときがやっぱりありますし、今お話しあったように、裁判員裁判の関係とか、いろんなことで、要するにイベントといいますかね、そういうことで難しいところもある。なかなか微妙なんですね。

じゃあ、何もないうち、平常のときはどうかというと、平常のときは絶対止められますと保証できるかということ、かなり止められることが多いんですけどという問題もある。これは実は、この庁舎だけじゃなくて、管内各支部、簡裁、みんなそれぞれ悩みを抱えているんですけども、まだこの本庁舎は割合いい方ではあるんですね。ただ、駐車スペースは難しいんですね。まさに場所の確保ですからね。

- 配布された案内図を、普通どういうふうに配るのかなというのが疑問を持ちまして……。
- 基本的には、要するに無理だったときなんですよ。いらして、そのときに今までだったら、もう駐車、いっぱいですよと、言ってみれば駐車をお断りするだけと。やっぱりただ断るだけというのは非常に不親切じゃないかと。あるいは、実際に来た人が困る。それで、そういう断るときにというのが原則でした。
- 去年のことがよく分からないんですが、初めて来まして、固いイメージだったのが大分柔らかくて、病院の待合室にいるような感じがいたしました。

私が裁判所に来るとしたら、傍聴とか、名前を書いてもらうとか、そういう場合に玄関入り口へ来て、私はどこへ行ったらいいかというものがありません。こういうときはここに行ってくださいという表示があればよろしいかなと思っただけです。例えば、市役所だったら、1階に何とか課があるとか、全体の業務とか。呼び出しの場合はどこどこへ来なさいという通知があると思うんですが、何もなくて来た場合、自分はどこへ行ったらいいかというのはちょっと感じました。
- 案内板みたいなものはあるんですが、じゃあ細かいところに行き届いたものがあるかと言われると難しいかもしれませんね。
- 正面入ったときに、もっと工夫できる余地はいっぱいあるなと思ってはおります。何を見ても、一見して、やっぱり分かりづらい形にはなっていますので、本当に全体を出すための工夫というのは、まだちょっと、実際、できると思うんですが、あとは細かい表示でできるのか、あるいはちょっと階層といいますか、統一的に、全体的に直していかないと難しいのか、そのためには予算を確保しなきゃいけない、そういう問題なのかなと思います。やれる範囲で、どこまでできるか、ちょっと検討させていただきたいと思います。
- 例えば、些細なことでも、法律相談みたいなのをやっていらしたんですか。
- 手続案内というのがあるんですね。裁判所ですので、手続としてはこういう

もの、こういう手続がありますということはやりますが、いわゆる法律相談みたいな、そういうものは、基本的に裁判所は公平なものしかできないということです。

● ありがとうございます。

○ 検察官は裁判所に来るといっても、大体あらかじめどこの建物のどこの法廷に行くとかって分かって行くわけなんで迷うことというのはないとは思いますが、やっぱり今日いろいろ見学させていただいて、一般の方が来るとしたら、いろいろ、いざ来てみると、どこへ行っていいのかわからずに迷っちゃうという問題点がいろいろあったんだというのが実感できました。

ただ、その一方で、今日いろいろ見させていただきまされたけど、ちょっとレイアウトを変えるとか、ちょっと立て看板を立てたり、張り紙を張るだけで、お金かけずにがらっと雰囲気が変わったり、分かりやすさも格段に分かりやすくなったりという、そういうもんだなというのも実感できましたので、いろいろまた問題も出てくるんでしょうけれども、ちょっとしたお金と、費用と工夫で改善はできるようですので、これからもそうしていただければ、より利用しやすいのかなという感想を持ちました。

● ありがとうございます。

今度、裁判所委員ということで、根本さん、どうですか。

△ 裁判所委員の根本でございます。前回と今回と参加させていただきまして、特に前回、中をいろいろ見て回りながら委員の皆様からいろんな御指摘をいただきまして、確かにそうなんです。中にいますと、裁判所というのはこんなもんだらうという、何となく諦めといいますか、慣れみたいなのがかなり染み付いてしまっていて、考えてみると、本当に中に入ってどこに行ってもいいかわからないなんていう、こんな最悪な施設はないんじゃないかというところも改めて思い知らされたというところでございます。

今回、いろいろ改善点というところで見させていただきまして、最近確かに、何かちょっと前は雰囲気が違ったなという感じがしないでもなかったんですが、なるほどそういうことかということで、いろいろ事務局の皆さんとか、我々、裁判部におりますので、事務局というのは、大体何かいろいろこうしてくれ、ああしてくれと言っても、なかなか予算が予算が言って、何もやってくれないという漠然とした印象があったんですが、非常にそれは根拠のないことだと、やればできるんだということがよく分かりましたので、これからまたいろいろお願いもしやすくなったかなと感じております。

使い勝手のよさということを考えて、いろいろ裁判所として常に見直していかなければいけないというところなんだろうと思うんですけども、一方で、裁判所といいますのは裁判機関ということもありまして、先ほどもちょっと公平なんていうお話が出ていましたけれども、やはりそういうことも配慮をして

いかなければいけないところはあるんだろうと思います。

先ほど、調停の申し立て、申立人側待合室、非常にピンクでかわいらしくなっていましたけれども、相手側待合室というのは、何かテープの貼り跡とか何かがちよっと汚い感じで残っておりまして、やっぱり公平という意味でいくと、これは申し立て側、相手方、これは平等にかわいらしくしなきゃいけないんじゃないかと思えますので、いろいろ予算もあるだろうと思えますが、その辺はこれからの課題なのかと考えております。

事務局長のお話の中にも、限られた予算の中でどういうふうに順番をつけてやっていくのかということのお話もありまして、そういう視点も無視はできないところなんだろうとは思いますが、金のないところは知恵でかなりはカバーできるんじゃないかということも、私も見ていて思いましたので、これからまだまだ、これ、本当の第一歩にすぎないだろうと思えますので、そこで案内表示が出たから全て終わりだということではないだろうと思えますので、常に中にいる我々としても、利用する国民の皆様の視点に立って、何がいいのかということを考えていく必要があるのかなということのを改めて認識させられた次第です。

- 何か内部の人からの意見でないような感じを聞いたような、辛口の意見を聞いたような気もします。どうもありがとうございました。

「利用しやすい裁判所とするために」ということで、施設等、どのようにしていく工夫があるか、今後も委員の皆様からいろいろ機会を通じて御意見を頂戴し、お知恵を拝借したいというふうに考えております。

前回と今回の委員会でも、皆様から頂いた他の御意見等につきましても、引き続き裁判所内で検討し、利用しやすさ、それにつながるような成果が出るように努めていきたいと考えております。

では、施設等の話題については、終わらせていただきまして、次のテーマ、期日についてお話ししたい、相談したいと思えます。前回も申し上げたかもしれませんが、これまで庁舎とか施設というハード面の話題事項で協議させていただきました。それ以外のソフト面については、まだあまりお話を伺っていないというところがございます。次回は同じ利用しやすい裁判所ということでも、ソフト面の方について話題事項をいろいろ考えて意見交換をさせていただければということで提案させていただきたいと思えます。

皆様の方で、この点、あるいはこういう話題事項等というところで、御意見、お考え、御提案ございますでしょうか。今回、ハード面やりましたので、次、ソフト面という、そんな仕切り方でよろしいでしょうか。

「利用しやすい裁判所とするために」ということで、引き続き続けて、ソフト面でやっていこうということにしたいと思えますが、その場合の話題事項として、どんな点とか、どういう方向とか、そういう点での御意見、御要望、ご

ざいますでしょうか。

- すみません、教えていただきたいのですが、日頃裁判所を利用していない人間にとっては、裁判所が実際にどのぐらいの割合で各いろんな処理をしているのかということとか、それから先ほどちょっと話題に少し出ましたけれども、裁判所を利用しにくる目的というのは何%ぐらいの、例えば破産のために来る、何%ぐらいの人は何かに来るといふ、そういう情報があると考えやすいかなと思うので、そういう統計的なものを教えていただければと思います。
- 手続の事件数というのはある程度分かります。要するに、年間に破産なら破産の申し立てがどれぐらいあり、民事訴訟ならどれぐらいあり、刑事訴訟ならどれぐらいあり、調停ならどれぐらいあるとか、裁判所が利用されているかという切り口での資料について検討させていただきたいと思います。

脇さんの方から、話題事項等とかで考えられますか。

△ 民事部の裁判官をしております脇と申します。

ソフト面ということになりますと、裁判所というのはもともと判断機関でございまして、当事者が立場や利害の対立する、両方に分かれているところに、先ほどから出ている公平であるとか中立ということを考えながら対応していかなければいけない、そういうこともございまして、一昔前は、裁判所の利用しやすさというところは、それほど重視されていなかったかと思えます。

例えば、私が担当しております民事の裁判で申しますと、申立人の方だけにこんな手続があるよとか、こうしたらどうという情報を提供するということになりまして、相手方の方にそれは直接不利益に跳ね返ってしまう、こういう関係にありますので、当事者にとって利用しやすくなるように工夫するというよりは、こんな手続がありますよということで、型通りの説明をして終わっていた、これがこれまでの裁判所かと思えます。

しかしながら、司法改革、司法制度改革を経まして、国民にとりまして、さらに利用しやすく、分かりやすい裁判が強く求められるということになりましたので、現在、裁判所は司法サービスの提供という面でも、利用者の目線に立ってさまざまな工夫をしていくことが求められておる、これは今回、前回と検討いただきましたハード面についても同じでございまして、それからソフト面についても同様に言えるかと思えます。

初めて裁判所を訪れて不安を抱いている方に、先ほど申したような通り一遍の説明で終わるといふわけにはまいらない、こういう状況になっているかと思えます。

その対応について一例を申しますと、民事の手続につきましては、いろんな手続がございましてけれども、その手続ごとに最高裁判所が作成しています手続案内のリーフレットというものを作っております。今日は庁内、いろいろ御覧いただきましたけれども、それぞれのセクションにリーフレットが置いてあつ

たのをお気づきの方もいらっしゃるかと思います。このリーフレットというのは、裁判所を利用しようとする方への手続案内という意味もありますけれども、いろんな手続を国民の皆様にご案内をする、そういう面もあろうかと思います。

したがって、内容は、手続面の案内という面では内容が利用者にとって分かりやすいかということが1つ問題でしょうし、また広報という面では、裁判所の中に置くだけでいいのかという、そういった問題もあろうかと思います。例えば、市役所であるとか、外部機関に配付して備え置いてもらう、こういうことも考えられるのではないかと思います。

そういうことを考えてまいりますにしても、ちょっと元に戻ってしまいますけれども、裁判所というのは、適正、公平、また中立、こういった立場を保っていかなければならないということもございまして、国民にとって身近な存在になるということ、また問題や紛争を抱えた方々がきちんとアクセスができるようにするという、そういったいろんな要請を多角的に捉えて、配慮していかなければならないと、そういうことが言えるかと思います。

そうした観点から、これから裁判所においてこういった工夫ができるか、こういったことについて皆様のお知恵を拝借したいと考えておるわけでございます。1つ、リーフレットということをご提案としては申し上げさせていただきますけれども、今のような多角的な配慮が必要だということ、どうか御理解いただきたいと思っております。

- ありがとうございます。今、ソフト面といってもなかなかイメージがという点もあったので、ちょっと例ということで話をさせていただきました。要するに、今回、施設面が主にあったわけですが、それ以外の面も含めて話題にできればいいんじゃないかと思っておりますが、今ここでぱっとお話ししても、まさに何を議論するんでしょうかということにもなりかねませんし、ソフト面の話題事項、さまざまなものが考えられます。

夏休みの始まる前頃までに御検討していただいて、もし御意見等、御希望等ございましたら総務課長まで御連絡いただければ、いろいろ話題事項どうしようかということをお考えしますので、こちらの方もいろいろ検討してみたい材料は考えてみたいと思っておりますし、共同作業を進めていこうと考えております。

また、「利用しやすい裁判所」という点は、まさにそれぞれ皆さんの国民目線を見て、市民目線を見てどういうことかという知恵をいろいろ伺いたい、刺激を加えてほしいという点を考えておりますので、こういう点、話題にしたという点がありましたら、遠慮せずに総務課の方まで連絡していただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。次回もよろしく願いいたします。

6 次回期日等

- (1) 平成25年11月18日(月)午後1時30分
- (2) 次回意見交換テーマ
利用しやすい裁判所